

富山県農協労発第44号
2013年12月13日

あおば農業協同組合

代表理事組合長 杉林 啓一 殿

富山県農業協同組合労働組合
中央執行委員長 川岸 正徳
富山県農業協同組合労働組合あおば支部
支 部 長 角 義 孝

団体交渉申し入れについて

私たち労働組合は、あおば農協合併以来、県本部を入れた正常な団体交渉によって、労働条件の向上等を、労使で築きあげてきました。しかしながら近年、県本部を入れるなら団体交渉はしない、回答するときは退席してもらうなどの、労働組合法第7条に違反をする不当労働行為が続いています。

さて、2013年秋期年末の団体交渉についても同様な行為が行われています。12月11日貴職から、県本部を拒否した団体交渉の申し入れがありましたが、12月12日の執行委員会で確認した結果、当初の確認通り、県本部を入れた団体交渉を引き続き申し入れることを決定しました。そのため、貴職からの県本部を拒否した団体交渉は受けることは出来ません。再度、県本部を入れた団体交渉を申し入れます。

つきましては団体交渉を拒否するのであれば、労働組合法第7条に違反し、不当労働行為となりますので、通告いたします。今後、正常な労使関係を構築していくためにも、誠意を持って回答されたい。

以 上